公　告

次のとおり、企画競争について公告します。

令和３年３月１日

全国健康保険協会福井支部
支部長　　畑　秀雄

１　企画競争に付する事項
令和３年度 被保険者に対する特定保健指導遠隔面談業務委託

２　企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項
（1）　全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
（2）　令和１・２・３年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
（3）　資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
（4）　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
（5）　当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
（6）　全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
（7）　厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあっては、直近１年間について保険料に未納がない者であること（健康保険組合等の適用をうけている者にあっては、厚生年金保険料に未納がないこと）。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近１年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
（8）　個人情報の適切な取扱を行っている旨の第三者評価として、プライバシーマーク、ISO/IEC27001、JISQ27001 のうちいずれかを取得していること。
（9）　損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
（10）　その他、本企画競争説明書および仕様書等に定める条件を満たす者であること。

３　契約候補者の選定
仕様書及び特定保健指導業務委託実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき提出された見積書及び企画書等について評価を行い、契約候補者一者を選定する。

４　仕様書及び実施要領を交付する期間及び場所
（1）　日時　令和３年３月１日（月）～令和３年３月 19 日（金）
（2）　場所　福井市大手３－４－１　福井放送会館５階
全国健康保険協会福井支部　保健グループ　担当：松浦
電話：0776－27－8304

5　仕様書及び実施要領等に関する質問の受付及び回答

（1）受付先　　４（2）に同じ。

（2）受付期間　　令和３年３月 15 日（月）17 時 00 分まで

（3）回　答　　回答は受付日の翌営業日までに行う。

6　見積書及び企画書等の提出期限等

（1）　提出期限　令和３年３月 19 日（金）17 時 00 分まで

（2）　提出先　　４（2）に同じ。

（3）　提出方法　直接提出（持参）もしくは、郵送によるものとする。
なお、郵送の場合は書留などの追跡可能な方法によるものとし、提出期限までに必着すること。

7　企画書等の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加条件に違反した者または競争参加資格に求められる義務を履行しなかった者の提出した企画書等は、無効とする。

8　その他

（1）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

（2）契約書作成の要否　　要

（3）詳細は、企画競争説明書及び仕様書等による。

（4）全国健康保険協会の予算は、厚生労働大臣の認可を受ける事とされているため、企画競争を実施し、契約の相手方が決定したときには、全国健康保険協会の令和３年度予算が認可されることを前提として、令和３年４月１日付（予定）で遅延なく契約を取り交わすものとする。なお、認可が受けられない場合は、履行期関等の変更または契約不成立となる場合がある。

【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条　企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

（1）　契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

（2）　破産者で復権を得ない者。

（3）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条　企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

（1）　契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

（2）　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

（3）　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（4）　監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

（5）　正当な理由がなく契約を履行しなかった者

（6）　契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

（7）　前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2　企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3　第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

全国健康保険協会職員就業規則（一部抜粋）

（退職後の私企業からの隔離）

第 16 条　職員は、退職後 2 年間は、営利企業の地位で、その退職前 5 年間に在職していた職務と密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就いてはならない。ただし、当該営利企業への就職により業務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合で、協会の承認を得た場合には、これを適用しない。